

大阪広域環境施設組合規則第15号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（平成28年規則第16号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項中、第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 法第22条の2第1項の規定による会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）をもって補充しようとする職

第37条を次のように改める。

(条件付採用期間の延長)

第37条 職員が条件付採用の期間の6月間に実際に勤務した日数が90日に満たない場合においては、その日数が90日に達するまでその条件付採用の期間を延長するものとする。ただし、条件付採用の期間の開始後1年を超えることとなる場合は、この限りではない。

2 会計年度任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「6月間」とあるのは「1月間」と、「90日」とあるのは「15日」と、「条件付採用の期間の開始後1年」とあるのは「当該職員の任期」とする。

第38条第1項中「次の各号に該当する場合は」を「常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、次の各号に該当するときは」に改める。

附 則

- 1 この規則は令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日以前になされた会計年度任用職員の採用のための競争試験及び選考については、この規則に基づいてなされたものとみなす。
- 3 この規則の施行日以前に採用された職員に対する条件付採用については、なお従前の例による。